

公訴時効の廃止・期間延長に反対する意見書

2010年3月20日

東京都文京区小石川2-3-28

DIKマンション小石川201号

TEL 03-3814-3971

FAX 03-3814-2633

自由法曹団

団長 菊池 紘

はじめに

政府は、本年3月12日、人を死亡させた罪のうち法定刑に死刑が定められている罪について公訴時効の対象から除外し、死刑以外の法定刑が定められている罪については公訴時効期間を延長する等を内容とする、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案を閣議決定し、国会に提出した。

しかしながら、自由法曹団は、以下の理由により、同法案に反対する。

1 公訴時効の廃止・期間延長必要性、妥当性について

法案は、2009年3月31日法務省発表「凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方について～当面の検討結果のとりまとめ～」(以下「取りまとめ」という。)、同年7月15日法務省発表「凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方について～制度見直しの方向性～」(以下「制度見直しの方向性」という。)を受けた2010年2月24日付け法制審議会答申に基づくものであるところ、公訴時効制度の趣旨は、一般に、①時の経過とともに、証拠が散在してしまい、起訴して正しい裁判を行うことが困難になること、②時の経過とともに、被害者を含め社会一般の処罰感情等が希薄化すること、③犯罪後、犯人が処罰されることなく日時が経過した場合には、そのような事実上の状態が継続していることを尊重すべきこと、が挙げられる(取りまとめ)。

ところで、上記取りまとめ及び制度見直しの方向性のいずれにおいても、その冒頭で「公訴時効については、近時、被害者の遺族を中心として、殺人等の凶悪・重大な犯罪につき見直しを求める声が高まっている」と言及されている。もちろん、そのような声があるのは事実であろうが、公訴時効制度の改正を検

討する場合、上記公訴時効の制度趣旨に鑑み、証拠の散在に対する方策の整備、時の経過によって継続した事実状態に十分に配慮されなければならない。被害者やその遺族の保護は、刑罰権の行使とは別の手続きにおいて、犯人とされる者の利益と矛盾することなく為されるべきであって、被害感情の充足＝公訴時効の廃止・延長という安易な結論に至らないよう十分な検討がなされる必要がある。

その上で、まず証拠の散在の観点からみるに、時の経過とともに、新証拠の発見が困難となる他方で、被告人とされた者の適正な防御権の行使が困難となる。その上、解決に向けた行きすぎた捜査が行われる可能性も十分に考えられ、誤判を生み出す可能性が高まるという問題点があることは否定できない。また、公訴時効の期間延長・廃止となれば、捜査を継続するための捜査員の確保、収集した証拠の適正な管理に携わる人員・場所の確保とそれに対応する予算が必要となり、真実発見という目的との関係で、公訴時効の廃止・延長の有用性の検討も必要不可欠である。そのため、過去の事例において、犯行後長期間経過した後に犯行が発覚した事例の端緒や、真実発見に資する有用な公訴時効期間の統計的な調査などは必要不可欠である。

また、起訴に至らない事実状態を無期限に放置することは、強力な国家訴追権限の運用如何により、本来無罪とされるべき人間を無期限に不安定な状態に置き、実質的に処罰を与えるのと同様の状態を招くことを容認することになる。取りまとめ等では、殺人罪等の重大な被害を与えた犯罪で訴追をされなかったという事実状態を重視するのは不当ではないかという指摘があるが、あくまでこれは一方の意見であり、公訴時効が無辜の処罰からの解放に寄与している側面も、十分な配慮されなければならない。

また、被害者及び被害者の遺族の視点から見ても、公訴時効の制度趣旨のとおり長期間の経過により処罰感情が一定程度緩和されることは否定できない事実であり、被害者によっては公訴時効完成が、将来に向けた区切りとなる場合もあろう。必ずしも、公訴時効を廃止・延長することが、被害者保護につながるわけではないことに注意が必要である。

とすると、公訴時効の制度趣旨に基づき検討するに、現時点において、公訴時効の廃止・延長することが適切といえるかどうか強い疑問がある。少なくとも

も2004年に、十分な検討の上、刑事訴訟法の公訴時効に関する規定の変更を行っており、公訴時効期間を延長して5年程度しか経過していない現段階で、公訴時効制度の改正を行う必要性がないことは明らかである。

2 公訴時効の廃止・期間延長の具体的検討

(1) 一定の犯罪について公訴時効を廃止することについて

公訴時効の制度趣旨は、前に見たとおり、時の経過により証拠が散在して正しい裁判を行うことが困難になること、無実の人が犯人とされ誤った裁判が行われないようにすることにあるので、公訴時効を廃止する犯罪を法定刑に死刑を定めるものに限定しても、誤判防止の要請や継続事実状態の保護の観点に対する配慮がなされていないことには変わらない。また、殺人事件などで検挙されるのは、9割以上が事件発生から1年以内であり、それ以降はあまり検挙できないとの指摘もあり、公訴時効を廃止したとしてもそれが真実発見に寄与するかという点については疑問が多い。

公訴時効の廃止は、問題点のみを顕在化させる有害なものである。

(2) 一定の犯罪について公訴時効期間を延長することについて

これについても公訴時効の制度趣旨に鑑みるに、公訴時効の延長によって真実発見に資するか否かという実効性の問題と、延長によって生じる問題点（誤判防止策、予算等）が検討不十分のまま残されている。しかも、2004年に公訴時効を延長してから5年程度しか経過していない。そのため、現時点において、延長する必要性はないというべきである。

3 現に時効が進行中の事件の取扱い

法案は、附則3条において、現に時効が進行中の事件についても、公訴時効を廃止し、あるいは公訴時効期間を延長することとしている。

しかしながら、刑法6条は、文言上、「刑」の変更を要件とするが、同条は憲法39条に由来し、刑法6条は公訴時効の期間そのものにも準用があるというべきであるから、遡及適用は、憲法39条、刑法6条に反するおそれがある。この点、平成16年改正の際に、附則3条2項において遡及適用を認めなかったのも、同種の議論の下に為された結論であり、この結論は尊重されるべきで

ある。

また、最高裁判所昭和42年5月19日決定は、犯罪後の法律によって刑の変更があったときは、その軽いものによる、との刑法6条の適用により、軽い刑によって公訴時効期間が定まる旨を判示している。これも同様の趣旨である。

よって、公訴時効廃止・期間延長について遡及適用は憲法39条に反し許されないというべきである。

4 刑の時効見直し

法案1条は、公訴時効の廃止・期間延長に連動させて、刑の時効の廃止・延長をも規定するところ、公訴時効は、公訴権即ち実体法的な観念的刑罰権を消滅させるものであり、刑の時効は実体法的な刑罰権、ことに執行権を消滅させるものであり、両者の趣旨は異なるから、公訴時効の見直しが刑の時効の見直しに連動する論理的必然性はない。また、刑事政策的に考えても、改正の必要性はない。

以上